

災害復旧工事に配置される主任技術者及び 現場代理人の兼務制限の緩和について（お知らせ）

平成30年7月豪雨など災害発生時における入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、2019年（令和元年）11月1日から設計金額3,500万円以上（以下、建築一式工事の場合は「7,000万円」に読み替えます。）の工事に配置される主任技術者及び現場代理人について、次の通り兼務制限を緩和しますので、お知らせします。

1 内容

(1) 主任技術者

設計金額3,500万円以上の工事に配置される主任技術者について、災害復旧工事を含んで配置される場合には、次のとおり兼務制限を緩和します。

現行

設計金額3,500万円以上の工事に配置される主任技術者（専任）	原則 <u>兼務不可</u> ただし、密接な関係(※)のある同種類の2件の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(工事現場の相互の間隔が10km程度)において施行する場合は、兼務可能
---------------------------------	---



緩和後

<u>災害復旧工事を含んで</u> 、設計金額3,500万円以上の工事に配置される主任技術者	<u>密接な関係(※)があり、全ての工事箇所の間隔が1.5Km程度の公共工事に限り</u> <u>3件以内</u>
--	--

注 意

- ・ 監理技術者については、兼務不可
- ・ 専任での配置を求められた低入札技術者は、兼務制限の緩和の対象外とする。
- ・ 災害復旧工事を含んで3,500万円以上の工事に配置されている主任技術者が兼務できる3件の対象工事については、発注者、元請・下請の別、また金額に関わらず主任技術者として配置されている工事を1件として取り扱う。

(2) 現場代理人

設計金額3,500万円以上の工事に配置される現場代理人について、災害復旧工事を含んで配置される場合には、次のとおり兼務制限を緩和します。

現行

設計金額3,500万円以上の工事に配置される現場代理人	原則 <u>兼務不可</u>
	ただし、2016年(平成28年)6月1日付「現場代理人の適正配置について」に記載されている1の(1)～(5)の場合を除く。



緩和後

災害復旧工事を含んで、設計金額3,500万円以上の工事に配置される現場代理人	<u>密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が1.5Km程度の公共工事に限り</u> <u>3件以内</u>
	現場代理人が主任技術者を兼ねる場合には、主任技術者が兼務を認められた工事について、3件の範囲内で現場代理人についても兼務を認める。

注 意

- ・ 特記仕様書に兼務を認めない旨の記載がある場合は、兼務不可

※ 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

2 実施期日

2019年(令和元年)11月1日

なお、従前の取扱いにより契約済の工事又は公告等を行った工事についても、当該工事に関する共通仕様書、誓約書、特記仕様書等の内容に関わらず、この取扱いの対象とする。

2019年(令和元年)11月1日
福山市建設局建設管理部建設政策課(契約担当)
福山市上下水道局経営管理部管財契約課